

吸収分割に関する事前開示事項

2025年12月1日

神奈川県厚木市上依知3019番地
株式会社イクヨ
代表取締役 孫 峰

当社は、2025年11月26日付吸収分割契約にて、イクヨオートモーティブ株式会社（以下「承継会社」という）に対して当社のグループ経営管理事業及び資産管理事業を除く当社が営む一切の事業に関する事業の権利義務を、2026年4月1日付けで、承継させることといたしましたので、会社法第782条第1項及び会社法施行規則183条の規定により、下記事項を開示いたします。

1. 吸収分割契約書の内容

別紙吸収分割契約書記載のとおりです。

2. 分割対価の相当性に関する事項

承継会社は、当社の完全子会社であることから、本件分割に際して、承継会社から当社に対する株式その他の対価の交付を行わないこととしたものであり、相当であるものと判断しております。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 吸収分割承継会社に関する事項

①最終事業年度に係る計算書類等の内容

承継会社は、2025年11月26日に設立された会社であるため、確定した最終事業年度はありません。なお、承継会社の成立の日における貸借対照表は、別紙のとおりです。

②会社成立の日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

5. 吸収分割会社に関する事項

①最終事業年度に係る計算書類等の内容

当社は有価証券報告書及び半期報告書を関東財務局に提出しています。最終事業

年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）からご覧いただけます。

- ②最終事業年度後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容
該当事項はありません。

6. 吸収分割の効力発生日以後の債務の履行の見込み

当社及び承継会社は、本吸収分割後も資産の額が負債の額を上回ることが見込まれており、また、負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ想定されていません。したがって、本吸収分割において、当社及び承継会社が負担すべき債務については、債務履行の見込みに問題ないと判断しております。

7. 吸収分割契約等備置開始日後吸収分割が効力を生ずる日までの間に、上記の事項に変更が生じたときにおける変更後の当該事項

変更がありましたら直ちに開示いたします。

以上

吸 収 分 割 契 約 書

イクヨオートモーティブ株式会社（以下「甲」という）及び株式会社イクヨ（以下「乙」という）は、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という）を締結する。

（吸収分割）

第 1 条 甲及び乙は、乙のグループ経営管理事業及び資産管理事業を除く乙が営む一切の事業（以下「本件事業」という）に関する権利義務を甲に承継させるため、本契約の定めるところに従い、吸収分割（以下「本件会社分割」という）を行う。

（吸収分割承継会社及び吸収分割会社の商号並びに住所）

第 2 条 本件会社分割に係る吸収分割承継会社及び吸収分割会社の商号並びに住所は次のとおりである。

（1）甲（吸収分割承継会社）

商号：イクヨオートモーティブ株式会社

住所：神奈川県厚木市上依知 3019 番地

（2）乙（吸収分割会社）

商号：株式会社イクヨ

住所：神奈川県厚木市上依知 3019 番地

（効力発生日）

第 3 条 本件会社分割が効力を生ずる日（以下「分割効力発生日」という）は、令和 8 年 4 月 1 日とする。ただし、本件会社分割手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

（承継する権利義務）

第 4 条 甲は、乙の本件事業に関して有する資産、負債、契約上の地位その他の権利義務を、本件会社分割により別紙「承継権利義務明細表」の記載に従い承継する。ただし、不法行為によって生じた債務は承継されないものとする。なお、乙は、効力発生日をもって、甲が承継する一切の債務につき、重畳的債務引受けをする。

（会社分割の対価）

第 5 条 甲は、乙が完全親会社に該当するため、本吸収分割では乙に対して一切の対価を交付しない。

（増加すべき資本金及び準備金の額等）

第 6 条 本件会社分割により増加すべき甲の資本金及び準備金の額等に関する事項は、次のとおりとする。

（1）増加資本金の額 金 0 円

（2）上記以外の準備金その他の額 会社計算規則に従い、甲が定める。

(吸収分割承認決議)

第 7 条 甲及び乙は、分割効力発生日の前日までに、それぞれ本件契約の承認及び吸収分割に必要な事項に関する機関決定を行うことを要する。

(競業避止義務の不存在)

第 8 条 乙は、分割効力発生後においても、本事業に関し、会社法第 21 条に定める競業避止義務を負わない。

(分割条件の変更及び分割契約の解除)

第 9 条 本契約締結の日から分割効力発生日に至る間において、天災地変その他の事由により、甲及び乙の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合は、甲乙協議のうえ、本件会社分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

(本契約の効力)

第 10 条 本契約は、各契約当事者の適法な機関による承認決定が得られないときは、効力を失うものとする。

(規定外事項)

第 11 条 本契約に定める事項のほか、本件会社分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って、甲乙協議のうえ、これを定める。

以上のとおり契約を締結したので本書 1 通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が原本を、乙が謄本をそれぞれ保有する。

令和 7 年 11 月 26 日

(甲) 神奈川県厚木市上依知 3019 番地
イクヨオートモーティブ株式会社
代表取締役 孫 峰



会社実印

(乙) 神奈川県厚木市上依知 3019 番地
株式会社イクヨ
代表取締役 孫 峰



会社実印

(別紙)

承継権利義務明細表

甲は、分割効力発生日において承継する本件事業に属する下記権利義務を乙から承継するものとする。但し、承継する権利義務のうち資産及び負債の評価については、令和7年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件吸収分割効力発生日前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 資産

- (1) 流動資産
承継事業に属する一切
- (2) 有形固定資産
承継事業に属する一切
- (3) 無形固定資産
承継事業に属する一切
- (4) 投資その他の資産
承継事業に属する一切

2. 負債

- (1) 流動負債
承継事業に属する一切
- (2) 固定負債
承継事業に属する一切

3. 契約上の地位

乙が締結した承継事業に属する業務委託契約、リース契約等その他の契約上の地位及び権利義務の一切

4. 雇用契約

乙と承継事業に従事する従業員との雇用関係及びこれに付随する権利義務の一切

5. 承継する許認可等

効力発生日において、乙が保有している承継事業に関連する一切の許可、認可、承認、登録等のうち、法令上承継が可能なもの。

以上



貸借対照表

2025年 11月 26日現在

法人名 イクヨオートモーティブ株式会社

代表者名 代表取締役 孫 峰

(単位：円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
未収入金	10,000,000		
		負債合計	
		資 本 の 部	
		資本金	10,000,000
		資本合計	10,000,000
資産合計	10,000,000	負債・資本合計	10,000,000